

有効期間満了日 令和11年3月31日まで

熊生環第423号

令和7年6月3日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準  
について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）等の解釈及び運用の基準については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和6年7月9日付け熊生環第373号。以下「旧通達」という。）により通達しているところであるが、この度、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）の施行に伴い、別添警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和7年5月30日付け警察庁丙保発第7号、丙人少発第17号）が発出されたので、各警察署にあっては、部内はもとより営業者等にも周知の上、遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。